

第7条関係：標識の掲示



葛飾区旅館業法施行条例第7条第2号

旅館業の施設には、公衆の見やすい場所に、**施設の名称その他の規則で定める事項**を掲げること。

新規定

(規則で定める掲示事項)

- 施設の名称
- **管理者等の緊急連絡先**
- **管理者等の氏名**
- **宿泊定員**
- **営業の種別**
- **その他区長が必要と認める事項**

4項目は今回、新たに追加



「旅館業施設の標識（規則第12条関係）」
を掲示
(※事業者自身で独自の看板・標識を施設に
掲示することは問題ないが、区の標識も必ず
掲示しなければならない。)

第7条関係：標識の掲示



旅館業施設の標識（規則第12条関係）

旅館業（旅館・ホテル営業）
常駐 Hotel Business
This hotel has on-site staff

葛飾区
許可済 AUTHORIZED

旅

許可番号 Number	○葛保生環令第〇〇号
許可年月日 Date of Authorization	令和〇年〇月〇〇日
施設の名称 Name of Authorized Hotel Business	〇〇〇〇ホテル
管理者等の氏名 Name of Authorized Hotel Business Administrator	株式会社〇〇〇〇〇
管理者等の緊急連絡先 Contact number of the Authorized Hotel Business Administrator	〇〇-〇〇〇-〇〇〇
宿泊定員 Accommodation Capacity	○

葛飾区保健所長

【共同住宅の場合】
各住戸における玄関に標識を掲示することに加え、共同玄関の集合ポスト等に簡易版の小さい標識を掲示すること。

